

【真正護憲論について】

1 占領憲法の効力論争が必要

我が国が外国からの政治的・経済的影響を受けない真の独立国にするためには、法制面の整備が必要不可欠です。すなわち、GHQ 占領後の様々な弱体化政策の一つとして占領憲法（日本国憲法）が制定されましたが、このような GHQ による「暴力の切れ端」として残存する法規範は、改正ではなく排除していく方向を採らなければなりません。

では、どのように進めていくべきなのでしょう。法律学は論理的一貫性が極めて重要であり、全国民を納得させるためには論理性を貫徹することが必要であり、我々が掲げる「真正護憲論」がまさにそれにふさわしい法律理論なのです。

すなわち、占領憲法をめぐる「改憲論」と「護憲論」が対立していますが、いずれも占領憲法が憲法として有効である（有効論）ことを大前提としています。しかし、本当に占領憲法は有効な憲法なのでしょう。この占領憲法の効力論争は、戦後まともに議論されたことがなく、ここを議論しなければ真に日本再生につながらないのです。

結論から言うと、私たちは占領憲法が有効な憲法であるとは考えておりません。すなわち、私たちが主張する「真正護憲論」は、徹底的な護憲論であり、占領憲法の改正に反対するだけでなく、昭和 22 年の帝国憲法から占領憲法への改正は違憲無効であるため帝国憲法が現在も有効であり、占領憲法はアメリカとの講和条約（東京で GHQ と交渉し、制定されたことから「東京条約」というべきです。）の限度で効力を認めるという見解です。その支持者には西田昌司参院議員（自民）、石原慎太郎元東京都知事、中川昭一元財務相のほか、裁判官、弁護士の中でも陰で支持している人が少なからずいるのです。

2 昭和 22 年の憲法改正は無効である

私たちは、昭和 22 年の憲法改正が無効であると考えており、その根拠は多数ありますが、重要な根拠の一つに「占領憲法の制定は帝国憲法 75 条類推違反である」という点が挙げられます。

すなわち、GHQ 占領により国家主権を喪失していたという国家の重大な変局時に、国家の最重要法規である憲法を改正することはできない、そのような改正は法的に無効なのです。

その根拠ですが、帝国憲法 75 条には「憲法及び皇室典範は、摂政を置いている間は、変更することができない」とあります。帝国憲法の起草者である伊藤博文の解説によると、摂政が置かれる場合というのは陛下にご病気などのご不例がある時であって、そのような国家変局時に憲法や皇室典範という最重要法規

を改正できないということです。

そうすると、摂政が置かれている時よりもはるかに変局時といえる GHQ 占領時というのは、帝国憲法 75 条の趣旨である「国家変局時には憲法改正ができない」と同じ問題状況が発生しているといえるわけですから、同条の射程を及ぼし、同条の効果を発生させるべきといえます。これを「類推適用」といいます。よって、帝国憲法から占領憲法への改正は、帝国憲法 75 条類推違反により無効であるから、帝国憲法は現在でも有効であるという論理的帰結に至るわけです。

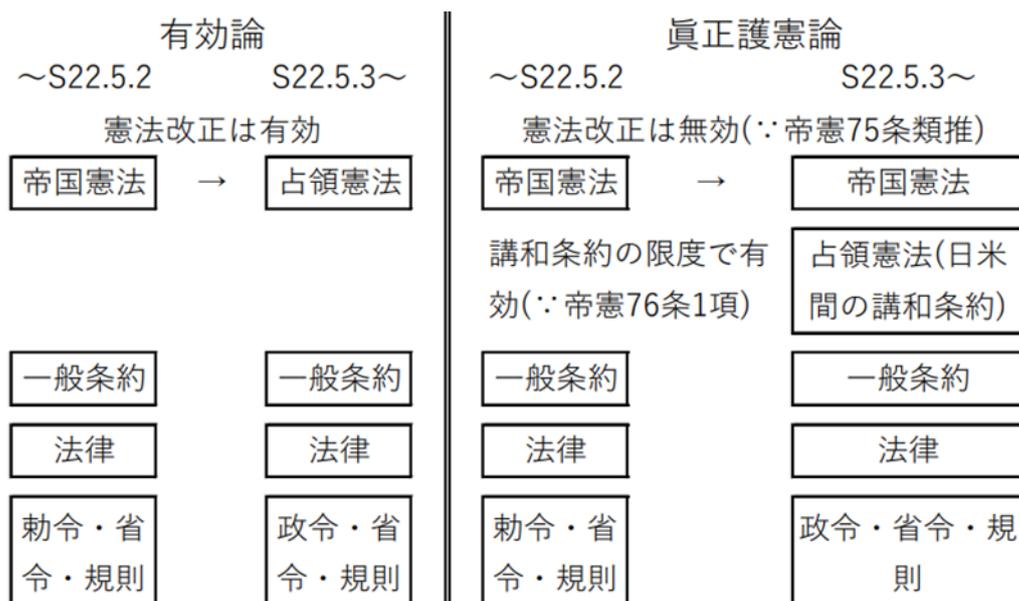
このことは清瀬一郎・元衆議院議員（後の衆議院議長）が、昭和 30 年 7 月 4 日に参議院本会議で指摘したことがありました。しかし、清瀬議員の指摘があまりにも正論なので、当時の憲法学者たちはろくに反論できずに黙殺し、今日に至っているのです。

3 占領憲法はアメリカとの間の講和条約である

よって、昭和 22 年の憲法改正は無効ですから、帝国憲法は、法的には現在でも有効な憲法であることとなります。それでは、占領憲法には何ら法的効力がないのでしょうか？また、占領憲法のもとで制定された法律、行政処分、裁判はすべて無効なのでしょうか？

私たちはそのように考えておりません。法的安定性を重視する私たちは、「占領憲法は『アメリカとの間の講和条約』（東京条約）の限度で法的効力を有する」と考えています。

（有効論と真正護憲論の違い）



その理由ですが、実は占領憲法が「条約」としての体裁を有しているのです。すなわち、GHQ 占領統治下の昭和 21 年 4 月から昭和 27 年 4 月まで日本語官報のほか「英文官報」が存在し、占領憲法の「英語版」が掲載されたことをご存じでしょうか。この英語版のタイトルは「The Constitution of Japan」で、今でも分厚い六法全書に掲載されています。また、占領憲法は、GHQ から「帝国憲法をこの通りに改正せよ」と改正草案と提示され、吉田茂ら日本政府当局者と折衝した結果として制定されたのですが、交渉にあたった吉田茂は「日本国憲法制定をめぐる GHQ との折衝は、あたかも条約交渉のようであった」と述べているのです。さらに、憲法学者たちは、英語版の単語を見ながら占領憲法を解釈しているのです。ですから、占領憲法の実体は「条約」なのです。

より詳しく言うと、我が国は、昭和 20 年のポツダム宣言受諾からはじまり、昭和 22 年の占領憲法制定、そして昭和 27 年のサンフランシスコ平和条約（講和条約）の発効に至るまで、我が国は GHQ 占領統治下という長いトンネルの中にありました。その中で、連合国との講和独立のための条件として GHQ から占領憲法の制定が強要され、これに応じたのですから、占領憲法の制定は、ポツダム宣言受諾やサンフランシスコ平和条約締結と同じく「講和行為」の一つと考えるのが素直な解釈なのです。そうすると、帝国憲法 13 条に基づく「天皇の講和と大権」に基づいて占領憲法が制定された（東京条約が締結された）わけですから、帝国憲法と占領憲法の効力関係は、一番上に帝国憲法があって、その下位規範として占領憲法（東京条約）が存在するということになります。

4 帝国憲法秩序の復元方法

では、具体的に、どのように帝国憲法秩序を回復させるべきでしょうか？

まず、占領憲法下で設置された国会が「帝国憲法が現存することの確認決議」をすべきです。この決議はあくまで政治的なものであり、「国会は、帝国憲法が有効であるのにそれを無視して『国権の最高機関』などと名乗って申し訳ありませんでした」との謝罪決議をするのです。

次に、講和条約の相手方であるアメリカに対し「占領憲法の一部破棄」を通告して失効させます。具体的には、帝国憲法秩序と矛盾する占領憲法 9 条 2 項（戦争放棄）、98 条 1 項（占領憲法の最高法規性）などを破棄して失効させます。国家が条約を一方的に破棄することは可能であり、その例として、田中角栄内閣による日中共同声明（昭和 47 年）と同時に、大平正芳外相が、中華民国（台湾）との関係について「日華平和条約はもはや存在しません」と発言して同条約が一方的に破棄された先例があります。

その上で、旧宮家の皇籍復帰のほか、GHQ によって強制された法律（教育基本法、予防接種法など）、戦後体制を固定化するための法律（性差を無視して家庭

崩壊を実現させる「男女共同参画社会基本法」など)を廃止する必要があります。

旧宮家の皇籍復帰について補足しますと、明治期に制定された皇室典範(明治典範)は帝国憲法と同格の規範でしたが、戦後のGHQ占領政策によって法律に格下げした皇室典範(占領典範)の制定が強行されました。しかし、占領憲法が憲法として無効であることと同様に、占領典範の制定も無効であり(理由は、前述した帝国憲法75条類推違反です)、明治典範が現在でも有効であることから、旧宮家の方々は明治典範に基づき現在も皇族たる地位を有することから、自動的に皇籍復帰がなされるべきです。

また、現在の自衛隊及び海上保安庁は、帝国憲法上の「陸海軍」(皇軍)に該当するものとして合憲であることに疑いを差し挟む余地はありませんから、今後も我が国の防人(さきもり)としての務めを堂々と果たしてくれることを期待しています。

5 まとめ

真正護憲論の最大の特長は、国民生活に無用な混乱を生じさせないようにする点です。すなわち、まず国家全体で「帝国憲法が現在も有効である」という認識を回復させ、立法・行政を徐々に帝国憲法秩序を回復する方向に転換させ、私たちの生活を自立再生の方向へと導いていく、それによって、他国から侮られない祖国日本を再生させることができるのです。

(参考) 南出喜久治(祖国再生同盟最高顧問)「國體護持総論」